

マイナンバー（個人番号）カード 利用のご案内

1 マイナンバーカードの利用と取扱い

- ① マイナンバーカードは、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー（個人番号）の提示が必要な場面で、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類としてご利用できます。
- ② マイナンバーカードは、①以外にも顔写真付きの身分証明書としても広くご活用できます。その際、マイナンバーカードのおもて面は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。
一方、マイナンバーカードの裏面に記載されているマイナンバーについては、①の場合に限りコピーが許されていることに留意してください。
なお、マイナンバーカードの券面情報のうち、マイナンバーや臓器提供意思表示欄等を一見し見えなくするようなカードケースをお配りしていますので、ご活用ください。
- ③ マイナンバーカードのICチップに搭載される電子証明書などの活用により、行政手続のオンライン申請や、市区町村によっては、コンビニ交付の利用についても可能となります。

2 マイナンバーカードの管理とパスワードの扱い

- ① マイナンバーカードは紛失、盗難等のないよう大切に取扱いしてください。
- ② マイナンバーカードに設定したパスワードは他人に知られないように十分注意してください。
市区町村の窓口で配布された用紙等に記録し、大切に保管してください。
なお、パスワードを忘れた場合、住民票のある市区町村の窓口で本人確認を行ったうえで、再度設定していただく必要があります。

3 引越等に伴うマイナンバーカードの券面情報の変更

引越や婚姻等でマイナンバーカードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

なお、引越した日から14日以内に転出届及び転入届を届出ないとマイナンバーカードが失効し、新しい住所地で継続してご利用いただけなくなりますのでご注意ください。

4 マイナンバーカードの有効期間と更新

18歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、18歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までとなります。マイナンバーカードの更新は、有効期間内に申請が必要です。有効期間の満了の3カ月前より、住民票のある市区町村の窓口で申請できます。

5 マイナンバーカード紛失等の場合

- ① マイナンバーカードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号（紛失等の場合には365日24時間対応）に連絡し、マイナンバーカードの機能の一時停止を行って下さい。

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178
- ・個人番号カードコールセンター（有料）0570-783-578（繋がらない場合には050-3818-1250）

なお、マイナンバーカードの機能の一時停止をした後にカードが見つかった場合は、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行っていただく必要があります。

- ② マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。

また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付の際には住民票のある市区町村が定める手数料が掛かります。

6 その他

以上のほか、マイナンバーカードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照いただくか、お電話でお問い合わせください。

- ・総務省 マイナンバー制度と個人番号カード
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/
- ・地方公共団体情報システム機構 個人番号カード総合サイト
<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>
- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）
0120-95-0178